

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農山漁村振興交付金における計画認定過程の見直し

提案団体

宮城県、石巻市、岩沼市、東松島市、蔵王町、長野県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の効率的な運用のため、「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の相談段階で関係する事業実施予定地の都道府県へ情報提供を行い、当該計画の認定審査の際に意見照会の機会を付与すること。また、「六次産業化法」に基づく総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の意見照会をする場合は、意見照会の期間を長く設けるよう運用の改善を行うこと。これに加え、「産業支援型」の事業の実施手続に定めている都道府県事業実施計画の作成を廃止すること。

具体的な支障事例

農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)に関する補助金の交付要件として「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画及び「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画が定められている。各計画は、国から認定を受ける必要があるが、認定時、県に対して適正な意見照会機会の確保、情報提供がなされていない。実際に当県で事業を検討していた事業者が農商工等連携事業計画に関して関東農政局に相談したことがあったが、相談内容について当県に対して情報提供がなかった。そのため、事業概要を把握できず、県下の各自治体で展開している独自の支援施策等の紹介を行うことができないことがあった。また、交付申請の手續にあたっては、事業実施主体が策定した計画を基に都道府県計画を作成するよう規定、義務化されている。ただし、この計画の内容は、交付要件に定める計画(総合化事業計画等)に基づいて作成されるため、事業目標や内容が達成不可能であり、地域の実情と合わないと考えられる計画でも、それに沿って指導を行わなければならない懸念がある。これらのほか、交付申請に当たり、事業実施申請者から提出された事業実施計画を都道府県事業実施計画の様式に転記しているのが現状であるため地方農政局長等への提出までに時間がかかり、迅速な事業開始等に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合化事業計画等の認定時に適正な意見照会の機会が確保されることで、事業実施主体の計画について、地域の実情を踏まえた、実現可能な計画策定の支援ができるようになり、その後の事業実施に向けた支援につなげることができる。また、都道府県事業実施計画の作成を廃止することにより、業務の負担軽減、効率化につながるとともに、農山漁村発イノベーション等に取り組もうとする農林漁業者等への相談対応(例えば、農山漁村発イノベーション事業の都道府県サポート事業にて、事業者の事前相談・計画策定の支援を行い、農山漁村発イノベーション等整備事業や各種必要な事業に繋げるための対応)に注力が可能となる。また、承認に係る期間が短縮できることにより、事業実施主体が事業実施に注力することが可能になる。

根拠法令等

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記2-3農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)第5条
中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

兵庫県、山口県

○農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)に関する補助金の交付要件として「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画が定められているが、認定時、当県に対して意見照会が以前は行われていたが、令和5年度に認定された総合化事業計画に関しては、事前に意見照会及び情報提供の機会が無かった。

各府省からの第1次回答

「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画については、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」(平成26年6月20日付け26食産第1301号農林水産省食料産業局産業連携課長通知)の規定に基づき、農林漁業者等から総合化事業計画の案の提出があった際、都道府県に対して事前に十分な連絡調整を行うこととしているところです。しかしながら、実態として都道府県に対する事前の連絡調整が行われていないケースが存在していることに関しては、今後各農政局等に対して、都道府県と十分な連絡調整を行うよう指導を徹底してまいります。

「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画については、「農商工等連携事業を促進するためを行う国及び都道府県の連携強化について」(平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知)に基づき、農商工等連携事業計画の認定時及び認定取得後に都道府県に情報提供を行っているところです。

今後、各農政局等又は地方経済産業局等において「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の認定(農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する場合)に関する相談があった場合、申請者に対し情報共有の可否の確認を行った上で、相互に連携して、関係する都道府県に当該相談があった旨について情報提供を行う方向で検討します。

なお、事業の目的である農山漁村における農林漁業者等の所得向上や雇用の増大を図るためには、地域の実状を把握した上で、事業を円滑かつ効率的に実施することが必要であると考えていることから、本事業においては間接補助事業の形態を取っており、都道府県の主体的な考えのもと実施されるものとなっています。そのため、本補助事業において、補助事業者である都道府県による都道府県計画の作成、協議の手続きは必要なものであり、廃止は検討しておりません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総合化事業計画については、第1次回答のとおり各地方農政局等に通知を発出するなどして指導の徹底をお願いしたい。

農商工等連携事業計画については、計画の認定時及び認定取得後に「農商工等連携事業者の主たる事務所の所在地のある都道府県」には情報提供することとしています。事業実施予定地域が「所在地と異なる都道府県」の場合には、情報提供がないというケースがあったため、情報提供を行うよう改善いただきたい。特にこのケースでは、計画認定時に事業実施地域の都道府県が全く関与する機会がなく、地域の実情が把握された計画となっているか不透明で、事業申請があっても円滑に進めることができない状況である。

また、国へ認定に関する相談があり、都道府県への情報提供に同意いただけなかった場合、都道府県で申請受理するための事前準備ができずに、事業を円滑かつ効率的に実施することが不可能であることから、さらなる改善を検討いただきたい。

本事業の目的を達成するために地域の実情を把握し、実施することが必要であるとのことであるが、本交付金事業の交付要件となっている総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の認定時に、地域の実情を踏まえ、実施可能な計画であるか十分検討され、さらに都道府県への意見照会の機会を付与していただければ十分である。

なお、都道府県の主体的な考えのもと実施される事業としながら、国が認定した法定計画に基づく事業計画であることから都道府県計画作成時には都道府県の意見を反映する余地がないため、事業を円滑かつ効率的に実施する必要があるのであれば、間接補助のあり方や都道府県計画の必要性を再考し、廃止又は簡便化について検討願う。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画については、「農商工等連携事業を促進するためを行う国及び都道府県の連携強化について」(平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知)に基づき、農商工等連携事業計画の認定時及び認定取得後に都道府県に情報提供を行っているところです。

今後、各農政局等又は地方経済産業局等において「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の認定(農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する場合)に関する相談があった場合、申請者に対し情報共有の可否の確認を行った上で、相互に連携して、関係する都道府県に当該相談があった旨について情報提供を行う方向で検討します。

なお、事業の目的である農山漁村における農林漁業者等の所得向上や雇用の増大を図るためには、地域の実状を把握した上で、事業を円滑かつ効率的に実施することが必要であると考えていることから、本事業においては間接補助事業の形態を取っており、都道府県の主体的な考えのもと実施されるものとなっています。そのため、本補助事業において、補助事業者である都道府県による都道府県計画の作成、協議の手続は必要なものであり、廃止は検討しておりません。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【農林水産省(10)】【経済産業省(7)】

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)

農商工等連携事業計画の認定(4条1項)に当たっては、農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度中に通知する。

5【農林水産省】

(11)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平22法67)

総合化事業計画の認定(5条1項)に当たっては、当該計画案の提出があった場合、円滑な事業の執行に資するため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」(平26農林水産省食料産業局産業連携課長通知)に基づき、都道府県と事前に十分な連絡調整を行うよう、改めて地方農政局に周知した。

[措置済み(令和5年10月11日都市農村交流課長等会議)]